

旭川市特別管理産業廃棄物収集運搬業の申請の手引き

この手引きは、特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規、更新及び事業範囲の変更の許可申請書の作成に係る手引きです。

この申請で得られる許可は、特別管理産業廃棄物を旭川市内で積み卸しするためのものです。

第1 申請の手続き

1 申請から許可までの流れ

申請書、添付書類、添付図面等の作成

↓この手引き、申請書チェックリストを参照して、申請書の作成及び点検をお願いします。

申請書、添付書類等の提出

↓環境指導課廃棄物指導係へ御提出ください。

書類の受理時審査

↓必要書類が揃っているかどうか審査します。

申請手数料の納付

↓納付書をお渡ししますので、市役所会計課または旭川市指定金融機関等で納付していただきます。

現金を御準備ください。北海道収入証紙は使用できません。

書類審査

↓書類の内容について審査します。記載内容等について補正をいただくことがありますので御協力ください。

現地調査（積替え保管場所）

↓事業の範囲に積替え保管を含む場合は保管事業場の現地調査をします。

許可

許可更新、変更許可の場合は、従前の許可証と差し替えとなります。

2 申請書の提出及び申請手続きに当たって

- (1) 担当者が外勤等で不在になることがありますので、申請に当たっては、必ず事前に御連絡お願いいたします。
- (2) 申請書の受付時間は、8時45分から17時15分です。申請手数料収受の都合上、16時までには御来庁ください。
- (3) 代理人（行政書士など）に手続きを委任する場合は、委任状を添付してください。なお、委任状の書式については別記様式75を御使用ください。

旭川市環境部環境指導課廃棄物指導係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎5階

電話：0166-25-6369 E-mail：kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

3 申請手数料

(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規許可申請手数料	81,000 円
(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業	更新許可申請手数料	74,000 円
(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業	変更許可申請手数料	72,000 円

4 申請手数料の納付について

手数料は、市役所会計課、各支所出納窓口、旭川市指定金融機関（旭川信用金庫）又は旭川市収納代理金融機関で納付していただきます。

北海道収入証紙は使用できません。

5 許可の更新申請について

許可の更新は、許可の有効期限の2か月前から1か月前の間に申請してください。

なお、許可の有効期限内に申請していても、書類の補正が必要になる等により許可の有効期限までに更新後の許可証を交付できない場合があります。その際は、法の規定により、更新後の許可月日は従前の許可証と異なりますが、許可が途切れることはないので、特別管理産業廃棄物収集運搬業を継続して差支えありません。

ただし、許可の更新申請書の提出及び手数料の納付が許可の有効期限に間に合わなかった場合は、新規許可申請の手続が必要となるとともに、新たな許可を得るまでは特別管理産業廃棄物収集運搬業を行うことはできません。

注意

更新許可申請の際に、事業の範囲を追加する場合は、更新許可申請、変更許可申請両方の申請書及び手数料が必要です。

6 申請者が当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物収集運搬業の講習会、その他市長が認定する講習会の修了者について、知識及び技能を有する者と認定します。

(1) 講習会の受講者

ア 申請者が法人である場合は、その代表者又はその業務の担当役員若しくは本市を含む区域の担当する政令使用人

イ 申請者が個人である場合は、申請者又は本市を含む区域の担当する政令使用人

(2) 講習会の種類

業の許可を受けようとする者は、次の区分により特別管理産業廃棄物収集運搬業の講習会課程を修了していることが必要です。

ア 新規の許可申請

(ア) 新規講習会の修了証（申請日において、発行日から5年を経過していないもの。）

(イ) 更新講習会の修了証（申請日において、発行日から2年を経過していないもの。ただし、他の都道府県、政令市で同種の許可を有する者の申請に限る。）

イ 許可の更新申請

(ア) 新規講習会の修了証（許可の更新の日において、発行日から5年を経過していないもの。）

(イ) 更新講習会の修了証（許可の更新の日において、発行日から2年を経過していないもの。）

ウ 変更許可申請

(ア) 新規講習会の修了証（申請日において、発行日から5年を経過していないもの。）

(イ) 更新講習会の修了証（申請日において、発行日から2年を経過していないもの。）

(ウ) 変更しようとする許可の申請時に添付した講習会の修了証（受講した役員又は政令使用人が在職している場合に限り。）

(3) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する収集運搬業に関する講習会の問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

電話 03-5275-7115

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/>

(4) その他市長が認定する講習会の問い合わせ先

一般社団法人環境総合研究所

電話 011-731-0778

ホームページアドレス <http://kansoken.hjk.ne.jp/>

7 申請に必要な証明書等の種類及び添付期限について

(1) 不動産登記法による登記事項証明書（旧名 不動産登記簿）

この手引きでは「不動産登記事項証明書」といいます。

主な事務所、駐車場、特別管理産業廃棄物保管施設の土地、建物の使用権原を証する書類となります。

(2) 商業登記法による登記事項証明書（旧名 商業登記簿）

この手引きでは「履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書」といいます。

(3) 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書

成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明書（登記されていないことの証明書）です。取得方法など詳しくは最寄りの地方法務局へお尋ねください。

旭川地方法務局 戸籍課 0166(38)1111

(4) 住民票の写し

本籍の記載のあるもの。外国人にあっては外国人登録証の写しとします。

この場合の「写し」とは、市町村役場から交付を受けた原本であって、コピーのことではありませんので御注意ください。

(5) 法人税、所得税の納税証明書（税務署が発行したもの）

- ア 申請者が法人の場合
税目 法人税
種類 その1・納税額等証明用
- イ 申請者が個人の場合
税目 所得税
種類 その1・納税額等証明用

以上の証明書等は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

また、原本の還付を御希望の場合、コピーと原本を提出いただければ原本を還付いたします。この場合、郵送申請にあつては、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

8 添付書類の省略ができる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(1) 許可の更新申請で省略できる書類

- ア 事業内容に変更がない場合 事業計画の概要を記載した書類（別記様式11）
- イ 施設に変更がない場合 事業の用に供する施設に係る書類及び図面
- ウ 同上 施設の所有権（又は使用権原）を証する書類

(2) 先行許可証を利用することにより省略できる書類

- ア 法人申請における役員、個人株主の住民票の写し
- イ 法人申請における役員、個人株主の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書
- ウ 法人申請における法人株主の現在事項全部証明書
- エ 個人申請における申請者の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書

ただし、ア～ウについて先行許可証の許可の年月日以降に変更がない者に限りません。

(3) 有価証券報告書等の添付により省略できる書類

- ア 定款又は寄付行為
- イ 直前3年の貸借対照表、損益計算書及び確定申告のコピー
- ウ 直前3年の納税証明書

(4) 省令で定める評価基準に適合したときに省略できる書類

- ア 定款又は寄付行為
- イ 法人申請における直前3年の貸借対照表、損益計算書及び確定申告のコピー
- ウ 法人申請における直前3年の納税証明書
- エ 法人申請及び個人申請における当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

9 申請書類はHPでも公開しておりますので御利用ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/509/516/518/p002945.html>

お願い

- ・申請書、別記様式などの書式は変更することがあります。提出に当たっては最新のものであることを御確認ください。
- ・また、書式は必ず本市のものを御使用ください。

第2 許可申請書類

新規許可申請、更新許可申請・・・・・・・・別記様式4

事業範囲の変更許可申請・・・・・・・・別記様式6

1 新規及び更新許可申請の第1面の記載要領

- (1) 申請日 提出時に記載していただきますので作成時には記載しないでください。
- (2) 申請の区分 新規、更新の該当するものに○をつけてください。
- (3) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載してください。
- (4) 事業の範囲

事業として取り扱おうとする特別管理産業廃棄物の種類（別紙「廃棄物の種類」を参照。）及び積替え又は保管の有無を記載してください。

記載例

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、感染性産業廃棄物、廃石綿等。 積替え保管なし。
---	--

有害物質を基準以上含んでいる特定有害産業廃棄物である鉍さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリの記載については、お問い合わせください。

廃PCB等及びPCB汚染物を事業の範囲とする場合は、この手引きの他に「PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き」を併せて御覧下さい。

(5) 事務所及び事業場の所在地

事務所及び事業場（収集運搬業においては運搬車両の駐車場及び特別管理産業廃棄物の積替え保管場所）の所在地、電話番号を記載してください。なお、特別管理産業廃棄物処理に係る事務所・事業場等一覧表（別記様式7）を添付するときには、申請書の欄は「別記様式7のとおり」と記載してください。

記載例

事務所及び事業場の所在地	事務所
	別記様式7のとおり
	電話番号 () -
	事業場
	別記様式7のとおり

(6) 事業の用に供する施設の種類及び数量

本欄には「別記様式8-1,8-2,8-3のとおり」と記載し、別記様式8-1、8-2、8-3に、定められた事項を記載してください。

記載例

事業の用に供する施設の種類及び数量	別記様式8-1,8-2,8-3のとおり
-------------------	---------------------

(7) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する事項

ア 積替保管を行わない場合は「該当なし」と記載してください。

イ 積替保管を行う場合は、本欄には「別記様式10-2のとおり」と記載し、別記様式10-2に定められた事項を記載してください。

記載例

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替え又は保管を行わない場合 「該当なし」と記載してください 積替え又は保管を行う場合 「別記様式10-2のとおり」と記載してください
--	--

(8) 事務処理欄

記載しないでください。

2 事業範囲の変更許可申請書

事業範囲の変更許可申請が必要となるのは、収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類を増やす場合及び積替え保管なしの許可を積替え保管ありの許可に変更する場合です。

現在積替え保管ありの許可を有する者が保管場所面積を増やそう（減らそう）とする場合、また保管品目の変更を行おうとするときは、この申請ではなく特別管理産業廃棄物処理業変更届出（別記様式24）になります。また、取り扱う特別管理産業廃棄物の品目を減らそうとするとき、すべての積替え保管場所を廃止しようとする場合も特別管理産業廃棄物変更届出（別記様式24）になります。

(1) 申請日 提出時に記載していただきますので作成時には記載しないでください。

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載してください。

(3) 許可の年月日及び許可番号

(4) 収集運搬業・処分業の区分

(5) 許可に係る事業の範囲欄

記載例

許可の年月日及び許可番号	令和〇年△月〇日第〇〇〇△△△△△△△号
収集運搬業・処分業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	許可証の「1 事業の範囲」欄のとおり記載してください。 この欄には、追加しようとする事業の範囲は記載しないでください。

(6) 変更の内容

増やそうとする特別管理産業廃棄物の品目、又は新たに積替え保管を行おうとする場合、その旨を記載してください。

記載例

変更の内容	産業廃棄物の種類を追加する場合 例 廃酸 (pH2.0以下のもの) の追加
	新たに積替え保管を行う場合 例 廃酸 (pH2.0以下のもの) の積替え保管の追加 (別記様式10-2のとおり)

(7) 変更理由

事業範囲の変更を行おうとする理由を記載してください。書ききれないときは、本欄は「別紙のとおり」と記載し、適宜別紙を使用してください。

(8) 変更に係る事業の用に供する施設の種類の記載

収集運搬業の変更許可申請にあっては、以下2欄は記載不要です。

変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。）	記載不要
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	記載不要

3 第2面の記載要領（新規申請、更新申請及び事業範囲の変更申請共通）

- (1) 本市又は他の都道府県知事、政令市長から産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る許可番号を記載してください（事業範囲の変更許可申請書にはこの欄はありません。）。

また、許可の申請中又は申請予定の場合はその旨を記載してください。

記載例

既に処理業の許可 (他の都道府県の ものを含む。)を 有している場合 は、その許可番号	都道府県・市区名	許 可 番 号
	北海道	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0
	札幌市	令和〇年2月10日申請
	函館市	申請予定

書ききれない場合には、本欄は「別紙のとおり」と記載し、所定の事項を記載した別紙を適宜使用してください。

(2) 申請者欄

住民票の写し又は履歴事項全部証明書のとおりに記載してください。

(3) 法定代理人欄

申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住所を記載してください。

(4) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員欄

申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員、監査、個人の会計参与等の氏名（ふりがな）、生年月日、本籍及び住所を住民票の写しのとおりに記載してください。「役職名・呼称」は履歴事項全部証明書のとおりに記載してください。

役員等には、監査、個人の会計参与は含みます。

会計監査人は含みません。

4 第3面の記載要領

(1) 株主又は出資者欄

申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者の出資の金額を記載してください。

記載例

発行済株式の総数	10,000株 (株式会社、有限会社の場合)		出資の額	3,000万円 (協業組合など)
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍	
		割 合		
まる さんか ○ △	S10.1.1	5,000株	住民票の写しのとおりに記載してください。	
		50%	住民票の写しのとおりに記載してください。	
しかく (株) □	法人の場合 は記載不要	5,000株	法人の場合は記載不要	
		50%	現在事項全部証明書のとおり記載してください。	

書ききれない場合には、本欄は「別紙のとおり」と記載し、所定の事項を記載し

た別紙を適宜使用してください。

(2) 令第6条の10に規定する使用人欄

申請者に令第6条の10に規定する使用人がいる場合には、その者の氏名及び住所等を記載してください。

※ 令第6条の10に規定する使用人は次に掲げるものの代表者です。

- ・ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・ 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第3 添付書類及び図面

- 1 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理に係る事務所・事業場一覧表 別記様式7
 主な事務所及び事業場（収集運搬業においては運搬車両の駐車場及び特別管理産業廃棄物の積替保管場所）を記載してください。

記載例

名 称	所在地及び電話番号等	備 考
〇〇産業㈱	旭川市〇条△丁目△番〇号 電話 (123) 12-1234	本社事務所・駐車場
〇〇産業㈱資材センター	旭川市〇条△丁目△△番地 電話 (123) 12-1234	積替保管施設

- 2 事業の用に供する施設の種類及び数量（収集運搬業車両） 別記様式8-1

使用する運搬車両について車検証のとおり記載してください。

使用できる運搬車両について

- ※1 使用車両は貨物車に限る
- ※2 申請時において車検証の有効期限内であること。
- ※3 車両の使用権原を認める場合は次のとおり。
 - ・申請者と使用者が同一人
 - ・使用者欄が空欄であって所有者と申請者が同一人

借用车にあつては、所有者名を備考欄に記載してください。

記載例

No	車 名	車両番号	形状	最大積載量 (t)	備 考
1	三菱	旭川11 た 12-34	ダンプ	2.00	
2	日野	旭川11 た 56-78	キャブオーバー	6.00	
3	日産	旭川11 あ 00-00	冷蔵冷凍車	2.00	

- 3 特別管理産業廃棄物収集運搬業事業の用に供する施設の種類及び数量（運搬車両）

別記様式8-2

本表は特別管理産業廃棄物の種類ごとに、使用する運搬車両を記載してください。

記載例 1

運搬する特別	廃油（揮発油類、軽	廃酸（pH2.0以下の	廃アルカリ（pH12.5以
--------	-----------	-------------	---------------

管理産業廃棄物の種類	油類及び灯油類)	もの)	下のもの)
車体の形状	ダンプ キャブオーバー	ダンプ キャブオーバー	ダンプ キャブオーバー
自動車の 車両番号又はNo.	旭川11 た 12-34 旭川11 た 56-78	旭川11 た 12-34 旭川11 た 56-78	旭川11 た 12-34 旭川11 た 56-78
飛散、流出、 悪臭発散 防止措置	専用容器を使用する。 荷崩れ防止措置と講ず る。	同左	同左
火災及び 爆発防止措置 (廃油等)	消火器を搭載し、運搬 中は火気厳禁とする。		
温度管理の方法 (感染性産業廃 棄物)			
腐食防止措置 (廃油、廃酸、 廃アルカリ)	専用ドラム缶で密閉して 運搬する。	専用ポリタンクで密閉して 運搬する。	専用ポリタンクで密閉して運 搬する。
感染防止措置 (感染性産業廃 棄物)			
他の廃棄物との 混合防止措置	専用容器を使用するの で混合は生じない。	同左	同左
備 考			

記載例 2

運搬する特別 管理産業廃棄物 の種類	感染性産業廃棄物	廃石綿等	
車体の形状	バン (冷蔵・冷凍車)	ダンプ キャブオーバー	
自動車の 車両番号又はNo.	旭川11 あ 00-00	旭川11 た 12-34 旭川11 た 56-78	
飛散、流出、 悪臭発散 防止措置	専用容器で密閉して運 搬する。 荷崩れ防止措置と講ず る。	専用袋で2重梱包して 運搬する。	

火災及び爆発防止措置 (廃油等)			
温度管理の方法 (感染性産業廃棄物)	専用車両(冷蔵・冷凍車)で運搬する。		
腐食防止措置 (廃油、廃酸、廃アルカリ)			
感染防止措置 (感染性産業廃棄物)	容器を密閉して取り扱う。		
他の廃棄物との混合防止措置	専用車両を使用するため混合は生じない。	専用運搬袋で密閉して運搬するので混合はない。	
備 考			

廃棄物処理法施行規則第10条の13第1号ハ(特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。

4 特別管理産業廃棄物収集運搬業事業の用に供する施設の種類及び数量(運搬容器)

別記様式8-3

本表は特別管理産業廃棄物の種類ごとに、使用する運搬容器を記載ください。

記載例

運搬する特別管理産業廃棄物の種類	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類)	廃酸(pH2.0以下のもの)	廃アルカリ(pH12.5以上のもの)
容器の種類	一斗缶、ドラム缶	ポリ容器	ポリ容器
容器の形状	角形(一斗缶) 円筒形(ドラム缶)	角形	同左
容 量	18L(一斗缶) 200L(ドラム缶)	20L	20L
飛散、流出、悪臭発散防止措置	密栓の確認を行う。 ヒビ、破損の点検を行う。	同左	同左
火災及び爆発防止措置 (廃油等)	消火器を搭載し、運搬中は火気厳禁とする。		

温度管理の方法 (感染性産業廃棄物)			
腐食防止措置 (廃油、廃酸、 廃アルカリ)	専用ドラム缶で密閉して 運搬する。	専用ポリタンクで密閉して 運搬する。	同左
感染防止措置 (感染性産業廃棄物)			
他の廃棄物との 混合防止措置	専用容器を使用。	同左	同左
備 考			

記載例 2

運搬する特別 管理産業廃棄物 の種類	感染性産業廃棄物	廃石綿等	
容器の種類	専用プラスチック容器	専用2重梱包ポリ袋	
容器の形状	角形	袋状	
容 量	20L 50L	100L	
飛散、流出、 悪 臭 発 散 防 止 措 置	密閉、破損の点検を行 う。	袋が破損しないよう扱 う。	
火 災 及 び 爆発防止措置 (廃油等)			
温度管理の方法 (感染性産業廃棄物)	専用車両(冷蔵・冷 凍車)で運搬する。		
腐食防止措置 (廃油、廃酸、 廃アルカリ)			
感染防止措置 (感染性産業廃棄物)	容器を密閉して取り扱 う。		

他の廃棄物との 混合防止措置	専用車両を使用。	専用袋を使用。	
備 考			

5 特別管理産業廃棄物の積替保管施設 別記様式10-2

- (1) 積替え又は保管を行う場合に記載してください。
(2) 旭川市産業廃棄物保管施設ガイドラインに沿って施設を整備してください。
(3) 許可取得後、特別管理産業廃棄物の積替保管場の出入り口の付近に、次に掲げる要件を備えた
掲示板を設け、その写真を提出してください（「ウ、オ、カ、キ、ク、ケ」の事項は許可証に記載
してあります。）。

ア 大きさは縦100cm、横120cm以上とする

イ 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨

ウ 保管する特別管理産業廃棄物の種類

エ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

オ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いず保管する場合にあつては、保管する特別
管理産業廃棄物の種類ごとの高さのうち最高のもの

カ 保管する特別管理産業廃棄物の種類ごとの保管数量の上限

キ 許可の種類

ク 許可の年月日

ケ 許可番号

(4) 別記様式10-2の記載要領

本表は特別管理産業廃棄物の種類毎に作成してください。

積替保管を行う特別管理産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物名を記載してください。 廃酸 (pH2.0以下のもの)
施設の所在地 電話番号	地番を公図で確認し記載してください。 旭川市〇〇〇〇条〇〇丁目〇〇〇番〇〇
積替保管施設の管理責任者 氏名	職名、氏名を記載してください。 〇〇部長 〇〇 〇〇
積替保管場所及び容器の構造	保管場所の構造（屋内・屋外の別、床構造等）、容器を使用し て保管する場合の容器の構造（材質、大きさ等）
保管場所の面積	当該特別管理産業廃棄物を保管する場所の面積を記載してく ださい。 保管場所の範囲は白線等により明示しておくこと。 縦2.7m×横1.8m = 4.86㎡
※1 保管上限及び高さ積替保管 の方法（使用機材・作業内	保管量の上限は、保管する特別管理産業廃棄物の数量が、当 該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量の7日分 を超えないようにすること。（平均的な搬出量とは、前月の

容等)	総搬出量を前月の総日数で除して得た数量です。)
飛散防止措置	積替え保管しようとする廃棄物の性状に応じた具体的な措置について記載してください。
流出防止措置	同上
地下浸透防止措置	同上
悪臭発散防止措置	同上
害虫発生防止措置	同上
火災及び爆発防止措置 (廃油等)	同上
揮発及び高温化防止措置 (廃油等)	同上
腐食防止措置 (廃油、 廃酸、廃アルカリ)	同上
腐敗防止措置 (感染性 産業廃棄物等)	同上
温度管理の方法 (感染 性産業廃棄物)	同上
※2 周囲の囲いの設置方法	既存のものを利用する場合は、写真、これから作成する場合は、設計図面を添付してください。 屋内に保管する場合は、周囲の囲いは不要です。この場合は、「屋内保管につき不要」と記載してください。
積替保管場所であることの 表示方法	個々の特別管理産業廃棄物の保管場所が、どのような方法で、他の区画と区別されているか記載してください。 記載例 ・床に白線を引いて表示する ・廃棄物ごとに屋内専用保管庫を用意し、扉に廃棄物の種類と連絡先を記載した個別表示を掲示する。
他の廃棄物等との混合 防止対策	積替え保管しようとする廃棄物の性状に応じた具体的な措置について記載してください。
積み替え後の運搬先(予定)	(所在地) 予定先を記載してください。
	(名 称) 予定先を記載してください。
	(処分方法) 予定先の許可証で確認してください。

※1 保管上限及び高さについては、別紙を使用するなどして算出根拠を示すこと。

※2 写真・図面等を添付すること。

6 収集運搬業事業計画 別記様式 1 1

(1) 事業の全体計画欄について

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

(新規)

昭和30年設立。医療コンサルタントを営む。医療機関からの求めに応じ、感染性産業廃棄物の運搬委託と受けること予定であり、特別管理産業廃棄物収集運搬許可を申請する。

(新規)

平成10年設立。現在、旭川市及び近郊において自動車解体業者から排出される廃タイヤの収集運搬のために産業廃棄物収集運搬業の許可を有しているが、特別管理産業廃棄物である廃酸（廃バッテリー）、廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類）の収集運搬許可を取得することにより業務拡張を図る。

(変更)

平成14年特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、主に〇〇工業(株)から排出される〇、△と〇〇処分場まで運搬し現在に至る。新たに(株)△△から排出される特別管理産業廃棄物である▲及び▽と◎処分場まで運搬を行うため変更の許可を申請する。

(2) 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等欄について

記載例

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地欄	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油 (揮発油類、軽油類及び灯油類)	2000L	液状	旭川〇〇条△△丁目 (株)□□	該当なし	旭川市〇〇(株)△△廃棄物リサイクルセンター
2	廃酸 (pH2.0以下のもの、廃バッテリー)	0.5m ³	液状	旭川〇〇条〇〇丁目 〇〇自動車	該当なし	同上
3	廃アルカリ (pH12.5以上のもの、廃バッテリー)	0.5m ³	液状	旭川市〇〇条〇〇丁目 〇〇電機	該当なし	同上
	感染性産業			旭川市〇条△丁目	該当なし	〇〇郡▽町

4	廃棄物	8000L	固形	〇〇病院		▽▽環境
5	廃石綿等	0.7t	固形	(株)△▽建設の旭川市内の石綿除去工事現場	該当なし	旭川市〇〇 ▽▽廃棄物処理センター

ア 特別管理産業廃棄物の種類は、申請書第一面の「事業の範囲」欄に記載した特別管理産業廃棄物と一致させてください。

イ 事業範囲の変更許可申請にあつては、変更（追加）しようとする特別管理産業廃棄物のみを記載してください。

ウ 運搬量（一月当たり）は、一月当たりの見込み量を記載してください。

エ 性状欄は、運搬しようとする特別管理産業廃棄物の性状を記載してください。

オ 予定排出事業者の名称及び所在地欄は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに排出先の名称及び所在地を記載してください。

カ 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地欄は、申請者が積替え又は保管を行う場合において、該当する特別管理産業廃棄物の欄にその所在地を記載してください。予定がない場合は「該当なし」と記載してください。

キ 予定運搬先の名称及び所在地欄は、運搬先の名称及び所在地を記載してください。

本欄は「申請書記載のとおり」と記載してください。

3 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車名	車両番号	形状	最大積載量 (t)	備考
1	申請書記載のとおり				
2					
3					
4					
事務所の所在地		申請書記載のとおり			
駐車場の所在地		申請書記載のとおり			

(2) その他の運搬施設概要			
運搬容器等の名称	用途	容量	備考
ドラム缶	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	200リットル	
一斗缶	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	18リットル	
ポリタンク	廃酸（pH2.0以下のもの）、 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	20リットル	

	の)		
プラスチック容器	感染性産業廃棄物	20リットル 50リットル	
廃石綿専用ポリ袋	廃石綿等	1m ³	

(3) 積替え又は、保管施設の概要

- ①所在地 旭川市〇〇△条〇丁目〇〇〇番
- ②面積 30m²
- ③保管上限 15m³
- ④廃棄物の種類 廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類）
(詳細は別記様式10-2のとおり)

積替え又は保管施設を設けない場合
「該当なし」と記載してください。

4 収集運搬業務の具体的な計画

(車両の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両の種類ごとの用途

「別記様式8-2のとおり」と記載してください。

(2) 収集運搬業務を行う時間

ア 午前8時から午後5時まで

(3) 休業日

ア 土曜日、日曜日、祝日

イ 1月2日から4日まで

従業員の内訳

令和〇年〇月〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手		作業員	その他	合計
				うち PCB 廃棄物担当			
8	なし	2	4	0	8	0	22

ア 車両の種類ごとの用途は、同種の車両でまとめて記載してください。

イ 従業員の内訳欄は、廃棄物の処理業務に携わらない方も含め、すべての従業員数を記載してください。事務員も含まれます。ただし、短期アルバイト従業員は除きます。

ウ 事務等に従事している役員は、個人申請の場合は「1人」と記載下さい。監査役、個人の会計参与も役員に含まれます。会計監査人は含みません。

エ 従業員の内訳は、申請日現在で記載してください。

5 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

「別記様式8-2、8-3のとおり」と記載してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

積替え保管施設を設けない場合は、「該当なし」と記載してください。

積替え保管施設を設ける場合は、「別記様式10-2のとおり」と記載してください。

(3) その他

申請者において特に記載すべき事項があればご記入ください。

7 事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 別記様式15-1

様式に定められた事項を記載してください。なお、既存の施設を利用する等の理由により新たな資金の必要がない事業者は、「事業の開始に要する資金の総額欄」に「〇円」と記載するとともに、最下欄「事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由欄」に「既存施設を使用するため新たに資金は要しません。」など、その理由を記載してください。

8 誓約書 別記様式16

申請者（法人にあっては、役員又株主等を含む。）が、法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面ですので関係者に御確認の上、作成してください。

9 産業廃棄物管理票の管理方法 別記様式17-1

産業廃棄物管理票の管理方法に定められた事項を具体的に記載してください。

電子マニフェストのみを使用している事業者は備考欄にその旨を記載してください。この場合、他の欄の記載は要しません。

記載要領

産業廃棄物管理票の具体的な管理方法	B1票及びC2票のつづり順、B1票とC2票の照合の体制、つづりの単位などについて記載してください。 記載例 運搬終了後にB1を仮綴りしておき、C2返却を確認し、排出業者別、日付順にファイルする。〇〇日が経過してもC2に返却がないときは、処分業者に確認をとる。
管理票交付者への管理票の還付方法	B2票は排出事業者へ運搬終了後10日以内に還付しなければならない規定になっていますが、貴社が行っている（行う予定の）還付方法について記載してくだ

	<p>さい。</p> <p>記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬終了後直ちに郵送により還付する。 ・次回定期収集の際手渡しで還付する。ただし、次回収集が運搬終了から10日を超えるおそれがあるときは、10日以内に郵送により還付する。
処分を委託された者への管理票の送付方法	<p>処分業者へマニフェストを渡す方法について記載してください。</p> <p>記載例</p> <p>受託産業廃棄物と一緒に渡す。</p>
管理票の保存方法	<p>保存場所、保存の期間等について記載してください。</p> <p>記載例</p> <p>当年度、前年度分は事務所書棚に保管し、3年目以降は本社書庫で保存する。保存期間は5年間としている。</p>
備考	<p>扱う特別管理産業廃棄物はすべて電子マニフェストと使用している。</p>

10 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に係る書類及び図面
事業の用に供する施設に係る書類

(1) 事務所、事業場等の付近の見取図

別記様式7に記載した事務所、事業場（収集運搬業にあっては、駐車場）の付近の見取図。住宅地図のコピーや手書きの略図で構いません。

(2) 車両の配置図

駐車場図面を添付してください。

事業場の付近の見取り図（駐車場の付近の見取り図）に車両を記載し、車両の配置図と兼ねることができます。

(3) 車両の写真

前面及び側面の写真で、ナンバープレート・会社名等が識別できるもの。トレーラー等で前面にナンバープレートがないものは、後方及び側面の写真。

(4) 自動車検査証（車検証）のコピー

借用车にあっては、借用期間（原則として借用期間が1年以上）、借受料等を明記した賃貸借契約書等のコピー若しくは所有者が使用を承諾する書面をあわせて添付してください。

(5) 容器の写真又はカタログ

事業計画（別記様式11）のその他の運搬施設の概要欄（3-(2)）に記載した運搬容器の写真又はカタログを添付してください。写真又はカタログは、容器の全体の様子及びフタの形状がわかるようにしてください。

(6) 危険物の許可証等のコピー

タンクローリー車等で廃油を収集運搬する場合はタンクの完成済証のコピー

(7) 積替保管施設に係る添付書類

- ア 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- イ 施設所在地の地番の分かる図面（公図）
- ウ 施設の外観、内部等概要の分かる写真
- エ 危険物の許可証等のコピー
指定数量以上の廃油を保管する場合は貯蔵所等の許可証

(8) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

- ア 施設の土地及び建物の不動産登記事項証明書
- イ 借受料等を明記した賃貸借契約書等のコピー
- ウ 使用承諾書（使用する土地・建物の所在地、地目、家屋番号、構造、面積、使用期間（1年以上）、使用料等を記載したもの）

1 1 申請者が当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物収集運搬業の講習会、その他市長が認定する講習会の修了者について、知識及び技能を有する者と認定しますので、当該講習会の終了証のコピーを添付してください。

講習を受講すべき者の範囲、講習の種類等は、第1-6のとおりです。

1 2 直前3年の貸借対照表、損益計算書及び納税証明書等

申請者は、特別管理産業廃棄物の収集運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが必要です。

申請者が債務超過（総負債額が総資産額を上回っていること）に陥っている場合、新設会社等で未決算の場合は、事前に担当者にお尋ねください。

(1) 申請者が法人の場合

- ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書のコピー
- イ 直前3年の各事業年度における法人税確定申告書別表一（一）のコピー（修正申告分を含む。）
- ウ 直前3年の税務署発行の法人税の納税証明書
税目 法人税
種類 その1・納税額等証明用

(2) 申請者が個人の場合

- ア 直前3年の各年度における収支内訳書（青色申告決算書）のコピー並びに貸借対照表のコピー又は資産に関する調書（別記様式15-2）
- イ 直前3年の各年度における所得税確定申告書Bのコピー（修正申告分を含む。）
- ウ 直前3年の税務署発行の所得税の納税証明書
税目 所得税
種類 その1・納税額等証明用

1 3 申請者が法人の場合、定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

(1) 定款（又は寄附行為）のコピー

定款（又は寄附行為）に「当社の現行定款に相違ありません。令和〇〇年〇〇月〇〇日」とある場合は、申請日を記入してください。

(2) 申請者の履歴事項全部証明書

1 4 住民票の写し（住民票原本のことで、コピーではありません。）

添付を要する者

ア 個人の申請者の場合

・本人の住民票の写し

イ 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合

・その法定代理人の住民票の写し

ウ 申請者が法人である場合

・法第14条第5項第2項ニに規定する役員全員の住民票の写し

・監査役及び個人の会計参与は含みます。

会計監査人は除きます。

エ 申請者が法人である場合において、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合

・当該株主又は出資者のもの（株主又は出資者が法人である場合は、当該法人の現在事項全部証明書）

オ 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合

・その者の住民票の写し

1 5 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書

添付を要する者 住民票の写しと同じ。

1 6 更新許可又は変更許可の申請にあつては、現在の許可証のコピー

1 7 他の都道府県の許可を受けている場合は、当該許可証のコピー（道内分だけ結構です。）